

京都かんきょう株式会社

女性活躍推進法（・次世代法）に基づく一般事業主行動計画

男女ともに仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供は実施済みであるが、周知強化の為、継続して制度の周知を行う。

（次世代）

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 規程に関する資料を従業員が自由に閲覧できるファイルを備え付けている。
- 令和7年5月～ 育児休業等該当する社員への声掛けを行い、取得を促す。

目標2：社員一人当たりの有給休暇取得率を65%以上とする。

（女活）

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 社員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、上司に情報提供する。
- 令和8年4月～ 有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 令和9年4月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各部署での取組の結果を振り返る社内ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。